

仮名処理基準等一覧表・民事事件

<p>公開(掲載)部分 (仮名処理の範囲)</p>	<p>1 主文 2 理由 ※1 当事者の表示部分(別紙引用した場合の当事者目録含む)は、掲載の対象外である。 ※2 更正決定が出された裁判書については、決定内容を反映させる。 ※3 裁判書に添付される図面又は物件目録等については、裁判書本文の意味内容の理解に不可欠でない限り、掲載を省略できる。</p>
<p>仮名処理の対象</p>	<p>1 個人名(通称、通名、芸名、雅号を含む。) 2 地名 3 生年月日、死亡年月日(プライバシーの保護が特に必要とされる事件の場合) 4 電話番号、メールアドレス等 ※1 法人その他の団体名は、当事者である場合も含め、原則として実名とする。ただし、①法人名を公開することで個人を推知又は特定できる場合、②担当裁判体が事件内容を総合的に考慮して仮名処理が必要と判断した場合には、法人その他の団体名についても仮名処理対象となる。 ※2 閲覧等制限決定の対象となった事項については、仮名処理又は黒塗りによるマスキングを行う。また、添付資料等の印影についてはマスキングを行う。</p>
<p>仮名処理基準</p>	<p>1 個人名 次の個人名は仮名とする。 ① 当事者 ② 法定代理人である親権者、後見人、保佐人、補助人、簡裁の許可代理人 ③ 第三者 ④ 法人及び公的機関の代表者 ⑤ 通称、通名、芸名、雅号 ※1 裁判書末尾の裁判官名は仮名処理しない。 ※2 裁判書上、当該事件の訴訟代理人であることが明らかな弁護士の個人名については、仮名処理しない。 2 地名 個人の本籍、住所等は、市、郡、東京都の特別区より小さな行政区画、地番等について仮名とする。 注:上記1及び2について、仮名にすることによって裁判例の正確な理解が困難になるような場合は、この限りでない。</p>
<p>仮名処理の方法</p>	<p>1 氏名、名称 当事者等の氏名(名称)を「A」、「B」、「C」等と全角大文字のアルファベットで表示する。同一主体については同一の符号で表示する。ただし、本文中に「A」、「B」等の文字が使用されている場合は、別の符号(「甲」、「a」等)で表示する。 また、本文中「原告○○○○(以下「○○」という。)」のように表記されている場合には、「原告A」等と表示する。 法人その他の団体名を仮名処理する場合は、「銀行」、「株式会社」等の種別を示す部分は原文のまま記載し、当該団体の特定につながる固有名詞部分のみ仮名処理する。 なお、本文中に記載されている氏名、名称が26を超えるときは、原告、被告の種別ごとに「原告A1」、「原告A2」等のようにアルファベットと数字を組み合わせて表示する。 2 地名 都道府県及び市郡(東京都特別区は区まで)を記載し、それより小さい行政区画及び地番等は人名の符号と異なる符号を使用するか、「(住所省略)」と記載する。 3 プライバシーの保護が特に必要とされる事件については、生年月日又は死亡年月日のうち、年月日又は月日を「▲」等で表示する。 4 例外 実名等で表記しないと判決情報の価値がなくなるような場合又はプライバシー保護の観点からは仮名処理の必要性が乏しい場合には、実名で記載するかどうかを個別に検討する。</p> <p>1の具体例 ・原告○○○○ → 原告A ・被告●●●● → 被告B ・証人●●●● → 証人C ・訴外○○○○ → 訴外D ・利害関係人○○商店こと○○○○ → 利害関係人E商店ことG</p> <p>2の具体例 ・東京都千代田区隼町4番2号 → 東京都千代田区a町b番c号 ・大阪府北区西天満2丁目1番10号 → 大阪府d区ef丁目g番h号 ・愛媛県南宇和郡城辺町甲3887番地 → 愛媛県南宇和郡i町j番地</p> <p>3の具体例 ・平成元年1月23日→平成▲年▲月▲日</p> <p>4の具体例 ・引用されている文献の著者名及び出版社名(文献の内容自体が裁判上の争点となっている場合を除く。) ・明白に歴史上の人物と認められる個人 ・元は個人名であるが、現在ではブランド名として一般に認められているもの ・著作物中の登場人物であることが明白な固有名詞(それ自体が裁判上の争点となっている場合を除く。)</p>